

学 則

- 1 研修の目的
障がい者の社会生活をサポートする者としての養成をはかり、障がい者の自立を社会参加の一助とする。
- 2 研修の名称
同行援護従業者養成研修一般課程
同行援護従業者養成研修応用課程

3 研修の要旨

研修課程	事業所の所在地	研修形態	修業年限	研修期間	定員(人)	受講料(円)	受講対象者
同行援護従業者養成研修一般課程	札幌市	昼間～夜間	2月	3日間	30	26,000円	一般
同行援護従業者養成研修一般課程	札幌市	通信①	2月	2週間	30	25,000円	一般
同行援護従業者養成研修一般課程	札幌市	通信②	2月	2週間	30	20,000円	一般
同行援護従業者養成研修応用課程	札幌市	昼間～夜間	2月	2日間	30	21,000円	同行援護従業者養成研修一般課程修了者

- ※1 同行援護従業者養成研修一般課程（昼間～夜間・通信①）は別紙2のとおり免除があり、1の該当者は研修2日間、受講料は23,000円とし、2の該当者は研修期間1日間、受講料8,500円とする。
- ※2 同行援護従業者養成研修一般課程（通信②）は別紙2のとおり免除があり、1の該当者は研修2日間、受講料は18,000円とし、2の該当者は通信課題のみ、受講料5,000円とする。

4 受講手続

(1) 募集時期

開講日の3か月前から募集し、7日前に締め切る。

(2) 受講料納入方法

申込後、指定の期日までに金融機関に振り込むこと。
なお、研修の開始までに受講料が振り込まれないときには、受講を断る場合がある。

(3) 受講料返還方法

受講前については、当所の都合により研修を中止した場合に限り、受講料を返還する。
研修開始後は、理由の如何を問わず受講料は一切返還しない。

(4) 本人確認

受講申込時または初回の講義時に行う。
方法については、運転免許証、健康保険証等の公的証明書により研修受講者が本人であることを確認し、その写しを保存する。

5 研修内容及び時間数

別紙1のとおりとする。

6 研修の免除

別紙2のとおりとする。

7 主要テキスト

同行援護従業者養成研修テキスト 中央法規出版

8 修了認定

(1) 出欠の確認方法

各教科の開始前に出欠確認を行う。

(2) 成績の評定方法

面接授業は担当講師が科目ごとに評価をする。必要に応じて補講等を行う。

通信課題は、60点以上（100点満点）を合格とする。不合格の場合は、修業年限内の再提出を要する。

(3) 修了の認定方法

面接授業のすべてに出席し、各科目の担当講師の評価により修了認定できる者に認定を行う。

通信課程の場合は上記のほかに通信課題を添削し60%以上の正解がある者を修了認定する。

(4) 修了証明書（別紙により記載すること）

別紙3の修了証明書を交付する。

(5) 欠席した場合の取扱い

原則、遅刻・早退・欠席等が発生した場合、講習修了の認定は行わない。

但し、やむを得ない事情と判断した場合は、受講生と協議のうえ、次回以降開講の講習会（受講生が最初に参加した講習会の初日から1年以内に修了できる場合に限る）で補講、もしくは講義科目であれば、通信課題の提出で授業の不足分を全て満たした時点で修了したものと判断する。

なお、通学での受講者がやむを得ない事情により欠席した際に、通信のコースで授業の不足分を受講する際は受講料の差額分を返金しない。

9 退学規定

受講者が退学しようとする時には、所定の退学届を提出すること。

受講者が当所の定める諸規定を守らず、又は受講者の本分にもとる次の行為があった時には、退学を命ずることがある。

- ア 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。
- イ 学力劣悪で修了の見込みがないと認められるとき。
- ウ 正当な理由がなくして出席が常でないもの。
- エ 研修の秩序を乱している者

10 その他

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

◎同行援護従業者養成研修一般課程カリキュラム(計20時間)

教科名	通学	通信①	通信②	目的	内容
	時間数	時間数	時間数		
I 講義 12時間					
●視覚障がい者(児)の福祉サービスと同行援護の制度に関する講義(3時間)					
視覚障がい者(児)の福祉サービス	1	通信課題による	通信課題による	視覚障がい者(児)福祉の制度とサービス、内容、役割を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者福祉の背景と動向 障がい者福祉の制度とサービス 視覚障害の概念と定義 視覚障害の現状 視覚障がい者の移動支援制度の変遷 移動支援と同行援護 移動に関する制度
同行援護の制度と従業者の業務	2	2	2	同行援護の制度と従業者の業務を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> 同行援護概論 同行援護従業者の職業倫理 同行援護の制度 同行援護制度の利用 同行援護従業者の業務 リスクマネジメント(緊急時対応) 実務上の留意点
●障がい者の障害・疾病に関する講義(2時間)					
障害・疾病の理解①	2	通信課題による	通信課題による	業務において直面する頻度の高い障害、疾病を医学的、実践的視点で理解するとともに援助の基本的な方向性を把握する。	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障がい者についての理解 視覚障害の実態とニーズ 「見え」の構造 同行援護の留意点
●障がい者(児)の心理に関する講義(1時間)					
障がい者(児)の心理①	1	通信課題による	通信課題による	視覚障がい者(児)の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について把握する。	<ul style="list-style-type: none"> 先天性視覚障がい者の心理 中途視覚障がい者の心理
●情報支援と情報提供に関する講義(2時間)					
情報支援と情報提供	2	2	通信課題による	移動中に必要な情報支援、情報提供の基礎を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> 言葉による情報提供の基礎 移動中の口頭による情報支援 状況や場面別での情報提供
●代筆・代読の基礎知識に関する講義(2時間)					
代筆・代読の基礎知識	2	2	通信課題による	情報支援としての代筆・代読の方法を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> 代筆 代読 点字、音訳の基礎 情報支援機器の種類 自ら署名・押印する方法など

教科名	時間数	時間数	時間数	目的	内容
●同行援護の基礎知識に関する講義（2時間）					
同行援護の基礎知識	2	2	通信課題による	同行援護の目的と機能を理解し、基本原則を把握する。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な考え方 ・視覚障がい者への接し方 ・同行援護中の留意点 ・歩行に関する補装具・用具の知識 ・日常生活動作に関する用具の知識 ・環境と移動に伴う機器
II 演習 8時間					
●移動支援に係る技術に関する演習（8時間）					
基本技能	4	4	4	基本的な移動支援の技術を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつから基本姿勢まで ・基本姿勢と留意点 ・してはいけないこと ・歩行、曲がる ・狭い場所の通過 ・ドアの通過 ・いすへの誘導 ・段差・階段 ・交通機関の利用の基本
応用技能	4	4	4	応用的な移動支援の技術を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に応じた歩行 ・さまざまな階段 ・さまざまなドア ・エレベーター ・エスカレーター ・車の乗降 ・食事 ・トイレ ・車いす利用の視覚障がい者への対応

別紙1

変更後

◎同行援護従業者養成研修応用課程カリキュラム(計12時間)

教科名	時間数	目的	内容
I 講義 2時間			
●障がい者の障害・疾病に関する講義(1時間)			
障害・疾病の理解②	1	業務において直面する障害・疾病を医学的、実践的視点でより深く理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・「見える」ということ ・「見えること」と「行動」 ・弱視の見え方・見えにくさ ・盲重複障害について
●障がい者(児)の心理に関する講義 (1時間)			
障がい者(児)の心理②	1	視覚障がい者(児)の心理に対する理解を深め、適切な対応ができるよう習得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の受容 ・家族の心理 ・視覚障がい者の人間関係
II 演習 10時間			
●移動支援に係る技術に関する演習 (10時間)			
場面別基本技能	3	日常的な外出先での技術を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口やカウンター ・買い物 ・雨、雪の日 ・金銭・カード ・電車の乗降 ・バスの乗降 ・飛行機の乗降点 ・船の乗降
場面別応用技能	3	目的に応じた外出先での技能を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・病院・薬局 ・式典、会議、研修など ・冠婚葬祭 ・盲導犬ユーザーへの対応
交通機関の利用	4	交通機関での移動支援技術を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・電車・バス利用時における移動支援の実際(改札口、ホームへの移動、電車の乗降、ノンステップバス、通常のバスの乗降など) ※実習に先立ち、オリエンテーションを実施する。 ※実際の公共交通機関を利用する。

研修の免除

- 1、当学園では、いずれの研修も、介護福祉士、実務者研修、居宅介護職員初任者研修課程、障害者居宅介護従事者基礎研修課程、ホームヘルパー1・2・3級課程、介護職員基礎研修課程修了者又は修了予定者並びに看護師、准看護師、保健師が同行援護従業者養成研修一般課程を受講する場合は、以下の科目が免除されることとなっている。

研修・課程	免除科目
・同行援護従業者養成研修一般過程	(1)視覚障がい者(児)の福祉サービス (2)疾病、障害の理解① (3)障がい者(児)の心理①

- 2、視覚障害者移動介護従業者養成研修課程修了者が、同行援護従業者養成研修一般課程を受講する場合は、以下の科目が免除されることとなっている。

・同行援護従業者養成研修一般過程	(1)視覚障がい者(児)の福祉サービス (2)同行援護の制度と従業者の業務 (3)疾病、障害の理解① (4)障がい者(児)の心理① (5)同行援護の基礎知識 (6)基本技能 (7)応用技能
------------------	--